ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業実施要領

都中農推発第５号

令和７年４月１日

第１　趣旨

令和７年度ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業実施要綱（令和７年４月１日付都中農推第24号。以下「実施要綱」という。）に基づくＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業（以下「支援事業」という。）は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施する。

第２　事業実施主体

事業実施主体は、東京都農業協同組合中央会（以下「中央会」と言う。）とする。都内各地域の農業協同組合等との連携により実施する。

第３　補助対象者

　１　支援事業の補助事業者は、都内に住所及びほ場を有する次に掲げる者とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者 | 備考 |
| 認定新規就農者 | 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の４第１項に基づき青年等就農計画の認定を受けた者又は事業実施年度内に認定を受けることが確実な者 |
| 認定新規就農者に準ずる者 | １　独立・自営就農の場合は、次の要件をすべて満たす者  （１）次の研修又は農業従事により就農に必要な生産技術等を習得していること。  ア　概ね１年かつ年間1,200時間以上の研修を修了 していること  　　イ　農業法人等で概ね１年以上の農業従事経験を有 すること  （２）（１）の研修修了又は農業従事経験後の経過期間が３年以内の者  （３）自らが生産した農畜産物等を自らの名義で出荷し、かつ事業実施３年後の売上が300万円以上になると見込まれること。  （４）前号の要件に必要となる農地の所有権又は利用権を補助事業者が有していること。  ２　親元就農の場合は、次の要件をすべて満たす者  （１）自らが生産した農畜産物等の売上が、事業実施３年後に300万円以上になると見込まれること。  （２）親元で就農後、５年以内の者 |

２　前項の規定に関わらず、新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成31年４月１日付け30産労農振第2348号）又は東京都山村・離島振興施設整備事業実施要領（平成10年４月22日付９労経農地第1467号）並びに都市農業経営力強化事業実施要綱（令和３年４月１日付２産労農振第 3012 号）に基づき、事業を実施した者は対象としない。

第４　補助対象事業の内容

１　本要領において補助対象とする事業内容、補助率等は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象とする  事業内容 | （１）経営開始等のための施設及び機器等の導入  （２）経営開始等のための施設修繕及び土壌改良 |
| 補助率 | 補助対象経費の３/４以内（消費税は補助対象外）  ただし、補助合計額に1,000円未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てた額とする。 |
| 補助対象経費下限額及び補助限度額 | １補助事業者の補助対象経費が500千円以上のものを対象とし、補助限度額は3,750千円とする。 |
| 補助回数 | 同一の補助事業者に対しての補助回数は１回限りとする。 |

２　補助対象とする施設等は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業種目 | 補助対象施設等 | 具体的な事例 |
| （１）経営開始等のための施設及び機器等の導入 | ① 生産施設 | ビニールハウス、果樹棚、灌水施設等 |
| ② 流通・販売施設 | 農産物自動販売機、農産物調製機、保冷庫、梱包機等 |
| ③ 加工施設 | 食品乾燥機等 |
| ④ 農業用機械 | トラクター、管理機、農薬散布機、草刈機等 |
| ⑤ ①～④を導入するための附帯工事費 | 電気、水道工事（最小限のもの）など最低限度の附帯工事 |
| （２）経営開始等のための施設修繕及び土壌改良 | ⑥ 生産施設の修繕に係る費用 | 張り替え用ビニール、補修用パイプ |
| ⑦ 土づくりに係る費  　用 | 土壌改良資材の投入（化成肥料等は除く） |

３　留意事項

（１）補助対象となる経費は、補助対象施設等の本体の購入費のほか、運搬費や据え付け、配線・配管等のための施工費も含むこととする。

（２）補助対象となる経費は、次の①～④の条件をすべて満たすものとする。

①　使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

②　令和７年９月１６日（火）までに補助金交付申請書の提出が完了していること

③　交付決定日以降に発生し対象期間中（令和７年５月１日（木）～令和８年１月３０日（金））に支払が完了した経費

④　証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

（３）補助の対象とする施設等のうち、次のものは対象外とする。

①　車両、パーソナルコンピューター等、汎用性のある機器等

②　１施設、１設備及び１機械機器等あたりの補助対象経費が100千円未満のもの

③　生産施設の修繕に係る費用（複数の施設を修繕する場合は合算した金額）が100千円未満の場合

④　土壌改良に係る費用（複数の農地を改良する場合は合算した金額）が100千円未満の場合

⑤　リースによる導入

（４）国及び都、区市町村の補助金の交付対象となっている経費については本事業の補助対象としない。

（５）事業実施にかかる支出を行う際にカード決済等によるポイントを取得・利用した場合のポイント分は、補助対象外となるので補助金請求の際はポイント分の金額を差し引いて請求すること。

　　　なお、該当するポイントの付与の有無及びポイント数が確認できる証拠書類（領収書等）を提出すること。

（６）補助事業者は本事業により整備した施設等について、農業保険法に基づく農業共済制度に遅滞なく加入すること。また、農業共済制度の引受対象外の施設・機械等である場合は損害保険等の加入に努めるものとする。

（７）生産緑地内に施設を設置する場合には区市町の許可を得るなど、関係法令を遵守すること。

（８）（参考）国では農業現場における安全な農業機械の導入をより一層推進していく必要があることから、令和７年度以降新たに発売される農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）は、国の産技研の安全性検査に合格した型式のものを選定するよう求めている。

第５　補助金の交付に係る暴力団の排除

１　補助対象者が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要領に基づく補助金の交付の対象としない。

２　補助対象者が法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員当に暴力団員等又は暴力団に該当するものがある場合についても、この要領に基づく補助金の交付の対象としない。

第６　補助金の交付申請手続き

（交付申請書）

１　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは原則として地域の農業協同組合等を通じ「補助金交付(変更)申請書（別記様式第１号）」及び「適切な事業実施に係る誓約書（別記様式第１号の２）」並びに「東京都暴力団排除条例に係る誓約書（別記様式第１号の３）」を中央会会長に提出するものとする。

（補助金申請期間）

２　所定の様式に必要事項を記載の上、令和７年９月１６日（火）までに中央会会長に提出するものとする。

（消費税等の事業費からの減額）

３　補助対象者は、１による申請をするに当たっては、該当補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額）を補助金から減額して申請しなければならない。

第７　補助金の交付決定

（交付決定通知）

１　中央会会長は、第６の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付の決定（別記様式第２号）を行い、補助対象者に通知する。

２　中央会会長は、１の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

第８　補助金交付決定前着工

（交付決定前着工届）

事業の着工（機械等の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情、社会情勢に応じて事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前着工届（別記様式第３号）を中央会会長に届け出るものとする。

第９　申請の撤回

（交付決定への異議）

　　補助対象者は、第７の１の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知書受領日から１４日以内に、申請の撤回をすることができる。

第１０　申請事項の変更

（事業変更承認申請）

１　補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（別記様式第４号）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

①　事業内容の著しい変更

②　補助対象事業費の３割を超える変更

２　中央会会長は、１の申請があった場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第１１　事業の廃止の承認

　　補助対象者は、第７により補助金の交付決定を受けた補助事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書（別記様式第５号）を中央会会長に提出し、その承認を受けるものとする。

第１２　事故報告

　　補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第６号）を中央会会長に提出し、その指示に従うものとする。

第１３　実績報告及び請求

（実績報告及び請求書の提出）

１　補助対象者は、本補助事業が完了したとき、または令和８年１月３０日（金）のいずれか早い時期までに、本補助事業の成果を記載した「実績報告及び請求書（別記様式第７号）」を会長に提出するものとする。

　　なお、事業を廃止した場合には、当該様式に実績報告のみを記載して提出するものとする。

（消費税等額の扱い）

２　補助対象者は、１の実績報告及び請求書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額）を補助金額から減額して報告するものとする。

第１４　額の確定

（補助金額の確定と通知）

　　中央会会長は、第１３の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告及び請求書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知（別記様式第８号）する。

第１５　是正措置

１　中央会会長は、第１４の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。

２　第１３の規定は、１の命令により補助対象者が必要な措置をした場合について準用する。

第１６　補助金の支払

　　中央会会長は、第１４の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

第１７　決定の取消し

１　中央会会長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

①　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

②　補助金等を他の用途に使用したとき。

③　補助対象者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業者、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

④　その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

２　１の規定は第１４の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第１８　補助金の返還

１　中央会会長は、第１７の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助対象者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

２　中央会会長は、第１４の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずる。

第１９　違約金加算及び延滞金

１　中央会会長が第１７の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助対象者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合（年当たりの割合は、閏都市の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　中央会会長が補助対象者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第２０　違約加算金の計算

１　第１９の１の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第２１　延滞金の計算

　　第１９の２の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第２２　他の補助金等の一時停止等

　　中央会会長は、補助対象者に対し補助金の返還を命じ、補助対象者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第２３　帳簿及び関係書類の整理保管

　　補助対象者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後５年間保管しなければならない。

第２４　財産処分の制限

１　補助対象者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。

２　補助対象者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める期間とする）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第９号）及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。

３　補助対象者は、補助金により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第10号により中央会会長に申請し、あらかじめ中央会会長の承認を受けなければならない。

４　前項において、中央会会長は東京都の指示に基づき、承認事務を行うこととする。

第２５　委任

　　この要領に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事業は中央会会長が別途定めるものとする。

　　附則

　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第６の１関係）

令和　　　年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　様

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業費補助金

交付申請書（施設機器等導入費補助事業）

令和７年度において下記のとおり事業を実施したいので、ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業実施要領第６の１の規定により、補助金　　　　円の交付を申請します。

※記入する補助金の額は、別記様式１号の補助金申請額の欄の合計額とする。

記

１　施設機器整備計画・補助金申請額　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設・機器等整備内容及び事業量(棟数、面積、規格、台数等） | 総事業費  （税込額） | 補助対象額  （税抜額） | 補助金申請額 |
|
|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  | 【Ａ】 | 【Ｂ】（Ａ÷４×３） |
| Ｂを千円未満切捨てた額 |  |  |  |

※１　補助対象額が500千円以上のものを対象とし、補助限度額は3,750千円とする。

　※２　補助金申請額は千円未満切捨てとする。

２　事業完了(予定)年月日　　　　　　　年　　月　　日

３　機器整備位置

　（１）保管又は設置場所（地番を記入）（所有地、賃借地、使用貸借地）

　（２）所有、賃借、使用貸借の別を記載

　（３）位置図（保管や設置場所の概略図）

|  |
| --- |
|  |

４　添付書類

（１）誓約書（別記様式第１号の２および３）

（２）認定新規就農者にあっては認定証の写し

（３）実施設計書、見積書及びカタログ又はパンフレット

５　申請者の概要

①　氏　名

②　生年月日　　　　　　　年　月　日

③　就農日　　　　　　　　年　月　日

④　青年等就農計画の認定状況（□にチェックを入れてください）

　□　認定済　　　　　　 年　月　日

　□　認定見込み

区市町村との相談履歴等

区市町村名　　：

相談日　　　　：　　　年　月　日

相談内容　　　：

区市町村の見解：

書類提出日等　：　　　年　月　日

認定見込み日　：　　　年　月　日

　□　申請しない

⑤　申請者の営農類型※１：

⑥　経営耕地の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地　番 | 面　積 | | 所有・貸借の別 |
|  |  | ㎡ |  |
|  |  | ㎡ |  |
|  |  | ㎡ |  |
| 合　計 |  | ㎡ |  |

⑦-1　技術・知識の習得状況（研修）

|  |  |
| --- | --- |
| 研修機関名等 |  |
| 所在地 |  |
| 研修（雇用）期間、時間 | 令和　年　月　日～令和　年　月　日、　　　　　　　時間/年 |
| 研修（従事）内容 |  |

⑦-2　技術・知識の習得状況（農業従事）

|  |  |
| --- | --- |
| 従事法人名等 |  |
| 所在地 |  |
| 従事期間 | 令和　年　月　日～令和　年　月　日、 |
| 従事内容 |  |

⑧　研修修了又は従事経験後の経過期間　　　　　　　　年

⑨　親元就農の場合

　親の営農類型※１：

親の主な作目：

|  |
| --- |
| ※１営農類型は、以下の営農類型から販売金額の最も多いものを選択すること。  水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏 |

６　目標

認定新規就農者の場合：青年等就農計画から転記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 作目・部門名 | 現状 | | 目標（〇年） | |
| 作付面積  飼養頭数 | 生産量 | 作付面積  飼養頭数 | 生産量 |
|  |  |  |  |  |
| 経営面積合計 |  |  |  |  |

認定新規就農者に準ずる者の場合：農畜産物の売上が事業実施３年後に300万円以上

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作物・畜種名 | 事業実施１年後 | | | | 事業実施２年後 | | | | 事業実施３年後 | | | |
| 作付  面積  （ａ） | 生産  量  （㎏） | 単価  （円） | 売上  金額  （千円） | 作付  面積  （ａ） | 生産  量  （㎏） | 単価  （円） | 売上  金額  （千円） | 作付  面積  （ａ） | 生産  量  （㎏） | 単価  （円） | 売上  金額  （千円） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

７　本事業の事務担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 受付JA名  （部署・支店） |  |
| 担　当　者  所属・氏名 |  |
| 連　絡　先 | （電　話）  （ＦＡＸ）  （E-mail） |

　　※個人で申請の場合は上記事務担当者欄の記載は不要です。

　　※ＪＡにて取りまとめ申請の場合は上記事務担当者欄を記載してください。

別記様式第１号の２（第６の１関係）

適切な事業実施に係る誓約書

東京都農業協同組合中央会

代表理事会長　　　　様

　ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業（以下、本事業とする）の申請にあたり、以下の事項を誓約いたします。

補助事業者は、過去に国、都道府県、区市町村等からの助成に関し不正等の事故を起こしていないこと。

過去、東京都による改善勧告等を受けたことがないこと。

本事業で導入する農業生産施設・機器等（以下「生産施設等」という。）により、農業経営の早期安定化を図ること。

生産施設等は、補助事業者自らの管理のもと、正しい使用方法に則り活用すること。

生産施設等は、譲渡・転売しないこと。

実績報告書　４添付書類（４）その他必要な資料として提出する領収書（（写）を含む）は、国や都等、他の補助金請求のために提出しないこと。また既に提出したものでないこと。

東京都農業協同組合中央会代表理事会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合には、生産施設等に係る現地調査の実施に応じること。

現地調査にあたっては、補助事業者が立ち合い、調査に協力すること。

この誓約に違反又は相違があった場合は、事業の実施状況に応じ事業の取り下げ、廃止等手続きを行うこと。

補助事業者が補助金受領後に、上記内容が判明した場合は、補助金の返還に異議なく応じること。

　　　　年　　月　　日

住所

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別記様式第１号の３（第６の１関係）

**誓　約　書**

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　様

ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業実施要領第４の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同実施要領第１７の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同実施要領１７の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団又は暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年　　月　　日

住　所：

氏名

（団体名・代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

＊　法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

　・　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

　・　暴力団員を雇用している者

　・　暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

　・　暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

　・　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第２号（第７の１関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

年　月　日

宛先

東京都農業協同組合中央会

　代表理事会長名　　　　　　　　　　　印

令和　年　月　日付で提出されたＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業費補助金交付申請書については、内容を審査したところ適当と認め、下記のとおり交付することに決定したので、ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業実施要領第７の１の規定により通知する。

記

１　交付金額　　　　　金　　　　　　　　円

２　補助事業の内容等

補助事業の内容等は、　　年　月　日付で申請のあったＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。

３　補助率等

事業費、補助金額及び補助率等は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助対象額  （税抜額） | 補助金申請額 | 補助率等 |
| 合計 | 【Ａ】  円 | 【Ｂ】（Ａ）÷４×３  円 |  |
| Ｂを千円未満切捨てた額 |  |  | 補助事業に要する経費の４分の３以内 |

４　ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業実施要領の準用

この交付の決定通知の内容又はこれに付された条件、事務手続きについては、令和７年４月１日付都中農推第5号ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業実施要領の各項を準用する。

別記様式第３号（第８関係）

　年　　月　　日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　代表理事会長　　　　　様

住　所

氏　名

補助金交付決定前着工届

令和　　年　　月　　日付で提出したＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業費補助金交付申請書に係る下記事業について、ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業実施要領第8の規定に基づき、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

１　事業内容及び事業量

２　事業費

３　補助金交付申請書年月日

４　着工予定年月日

５　完了予定年月日

６　補助金交付決定前着工を必要とする理由

（別記条件）

１　補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は補助事業申請者が負担するものとする。

２　補助金交付決定を受けた金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

３　当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は伴わないこと。

別記様式第４号（第１０関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　様

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業変更承認申請書

令和　年　月　日付　　　　第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業費実施要領第１０の１の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認（及び補助金　　　　円の変更交付）を申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容（変更部分について二段書きで、変更前を上段に（　）書きにする。）

経費の内訳　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設・機器等整備内容及び事業量(棟数、面積、規格、台数等） | 総事業費  （税込額） | 補助対象額  （税抜額） | 補助金申請額 |
|
|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  | 【Ａ】 | 【Ｂ】（Ａ÷４×３） |
| Ｂを千円未満切捨てた額 |  |  |  |

※１　補助対象額が500千円以上のものを対象とし、補助限度額は3,750千円とする。

　※２　補助金申請額は千円未満切捨てとする。

２　事業完了予定年月日　　　令和　年　　月　　日

３　別添資料

1. 経費の積算の根拠となる資料（見積書等）
2. 導入する施設・機器等整備内容及び事業量(棟数、面積、規格、台数等）がわかる書類

別記様式第５号（第１１関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　様

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業廃止承認申請書

令和　年　月　日付　　　　第　　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業については、下記のとおり事業を廃止したいので、ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業実施要領第１１の規定に基づき承認を申請します。

記

　廃止の理由

別記様式第６号（第１２関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　様

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業事故報告書

令和　年　月　日付　　　　第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業実施要領第１２の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

１　事故の内容

２　事故発生前における補助事業の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和　年　月　日  現在の支出額 | | 残　　　高 | | 事故発生後  支出予定額 | |
| 補助事業  に要する  経　　費 | 補助金額 | 補助事業  に要する  経　　費 | 補助金額 | 補助事業  に要する  経　　費 | 補助金額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 事故発生の場合の不用額 | | 円 | | | |

別記様式第７号（第１３関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　様

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業費補助金実績報告及び請求書

標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業実施要領第１３の１の規定に基づき、実績を報告し、下記金額を請求します。

記

１　請求額 　　　　　　　　　　円

２　実績内訳　施設機器整備計画・補助金申請額　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設・機器等整備内容及び事業量(棟数、面積、規格、台数等） | 総事業費  （税込額） | 補助対象額  （税抜額） | 補助金申請額 |
|
|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  | 【Ａ】 | 【Ｂ】（Ａ÷４×３） |
| Bを千円未満切捨てた額 |  |  |  |

※１　補助対象額が500千円以上のものを対象とし、補助限度額は3,750千円とする。

　※２　補助金申請額は千円未満切捨てとする。

３　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 |  | | 支店名 |  |
| 金融機関コード（4桁） |  | 支店番号（3桁） | |  |
| 貯金の種類別 | 普通　当座  貯蓄 | 口座番号 | |  |
| 口座の名義（カタカナ） |  | | | |

※通帳・キャッシュカード等振込先が確認できるものの写しを添付すること。

４　事業完了年月日　　令和　　　年　　月　　日

５　別添資料

　　経費の支出の根拠となる資料

1. 施設・機器等整備を購入・導入したことがわかる書類（例：①領収書及び購入したものがわかる納品書等）
2. 実績報告にあっては、出来高設計書、領収書、写真

（３）通帳・キャッシュカード等振込先が確認できるもの

別記様式第８号（第１４関係）

番　　　　　号

（補助対象者名）

住　所

申請者名

電話番号

令和　年　月　日付　　　　第　　号をもって交付決定したＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業費補助金については、令和　年　　月　　日付をもって提出された実績報告の内容を審査した結果、ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を　　　　　　円に確定したので通知する。

　　　　　　令和　年　　月　　日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長名　　　　　　印

別記様式第9号（第２４の２関係）

**財 産 管 理 台 帳**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施年度 | 令和７年度 | 事業名 | | 新規就農者初期投資支援事業 | | | | | | 補助事業者名： | | | | | | |
| 事 業 の 内 容 | | | | | | 工　　　期 | | 経 費 の 配 分 | | | | 処分制限期間 | | 処分の状況 | | 摘 要 |
| 事業区分 | | 整備内容 | 施行箇所  又　　は  設置場所 | | 事業量 | 着　工  年月日 | 竣　工  年月日 | 総事業費 | 負 担 区 分 | | | 耐用  年数 | 処分制限  年月日 | 承　認  年月日 | 処分の  内　容 |
| 都補助金 | | その他 |
|  | |  |  | |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 | |  | | | | | |  |  | |  |  | | | | |

注） １ 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

２ 処分の内容欄には、目的外使用・譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。

３ 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

別記様式第10号（第２４の３関係）

　年　　月　　日

　東京都農業協同組合中央会

代表理事会長　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　印

ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業により取得した財産の処分承認申請書

ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業により取得した(又は効用の増加した)財産について、ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業要領第２４の３の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

１　処分の理由

２　財産処分の対象

（１）財産等の名称、所在、型式、数量

（２）補助対象事業者

（３）事業費・補助金額・補助率

（４）財産等の耐用年数(処分制限期間)、経過年数

（５）現況図面又は写真(添付)

３　処分の方法(処分区分)

４　取扱いに関する要件の適合について

５　納付金額(予定額)